

K-Report

2014年3月1日発行
第4巻 第3号

《発行者》 協同組合 愛知労務協会

富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙

■住所

〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階

TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>

FAX 052-261-2612



目次

- 1. 改正情報
- 2. WLB制度の定着に向けて
- 3. 所長コラム

1. 改正情報

■ 派遣制度の見直し 来年春より

労働政策審議会は平成26年1月29日、厚生労働大臣に対し、労働者派遣制度の改正について建議を行いました。厚生労働省はこの建議内容を踏まえ、平成26年通常国会への法案提出に向け、法案要綱を作成し、労働政策審議会に諮問する予定です。

今回の改正にあたり、経過措置を講ずるという方針も示されていますが、対応策の検討は早めに始められることをお勧めします。

【制度改正の主な骨子案（H26.1.29発表時点）】

1. 登録型派遣・製造業務派遣について

- ・ 経済活動や雇用に大きな影響が生じる可能性があることから禁止しない。
- ・ 雇用の不安定性への対処として、有期雇用派遣労働者に対する雇用安定措置等を講ずる。

2. 特定労働者派遣事業について

- ・ 特定／一般の区別を撤廃し、すべての労働者派遣事業を許可制とする。

3. 期間制限について

1) 新たな期間制限の考え方

- ・ 26業務という区分及び業務単位での期間制限を撤廃し、一定の場合を除き、派遣労働者個人単位と派遣先単位の2つの期間制限を軸とする制度に見直す。

2) 個人単位の期間制限について

- ・ 下記の（5）を除き、派遣先の同一の組織単位における同一の派遣労働者の継続した受入は3年を上限とする。（※1）

3) 派遣労働者に対する雇用安定措置について

- ・ 派遣元事業主は（2）の上限に達する派遣労働者に対し、本人が引き続き就業することを希望する場合は雇用安定措置を講ずるものとする。（※2）

4) 派遣先における期間制限について

- ・ 派遣先は下記の（5）を除き、同一の事業所において3年を超えて継続して派遣労働者を受け入れてはならないものとする。（※3）

5) 個人単位及び派遣先単位の期間制限の例外について

- ・ 以下を（2）から（4）の措置の例外とする。

- ① 無期雇用の派遣労働者
- ② 60歳以上の高齢者
- ③ 現行制度で期間制限の例外となっている日数限定業務、有期プロジェクト業務、育児休業の代替要員などの業務への派遣

(※1)

3年を超えて受け入れた場合は労働契約申込みなし制度が適用されます。

(※2)

以下のいずれかの措置を講ずるものとする。
① 派遣先への直接雇用の依頼
② 新たな就業機会（派遣先）の提供
③ 派遣元事業主において無期雇用
④ その他、安定した雇用の継続が確実に図られる措置

(※3)

受入開始から3年を経過するときまでに当該事業所における過半数労働組合（無い場合は過半数代表者）の意見聴取をした場合には、更に3年間の派遣受入れが可能。

2. WLB制度の定着に向けて

■ 制度定着に向けての取組事例

【1】管理職による職場のマネジメント改革

①推進するという意識を持たせる

職場におけるワーク・ライフ・バランスを推進するうえで、管理職自身がワーク・ライフ・バランスに対する理解を深め、効率的な仕事の進め方に対する認識を持つことが大切になります。管理職の意識が変わることで、職場全体の意識は変わります。



管理職の意識改革を行う方法は、次のようなものが挙げられます。

- ・ 社内のワーク・ライフ・バランス研修への参加
- ・ 部門単位でのグループセッションの開催
- ・ 育休復帰者の仕事配分や評価に関する職場への説明

など

■ 上司の理解が部下の育児を後押し

上司自身、子育てに積極的に関わり、日頃から仕事だけでなくプライベートの話をしてくれるので、男性として当社で初めて育児休業を利用しようと思った時にも相談しやすかった。やはり上司がワーク・ライフ・バランスに理解を示しているかどうかは部下にとって与える影響も大きい。

(精密機器等製造業／301人以上999人以下)

■ チーム意識の醸成

育児休業によって他の社員は一時的に物理的な負担が増えたと思う。ただ、こうした負担については職場で「チームとして仕事をしている」という意識があるかどうかで受け取り方が変わるので、日頃から「チーム意識」を伝えるようにしている。

(出版業：管理職／301人以上999人以下)

3. 所長コラム

■ 可聴域



政治家の方には『可聴域が狭くて聞こえない』ではなく、相手の表情やしぐさから話の内容を汲み取る意識を持って『聞こえない声』を聞いていただきたいものです。

ヒトは、通常 20 Hz 程度から、個人差はあるが 15,000 Hz ないし 20,000 Hz 程度までの鼓膜振動を音として感じることができます。この周波数帯域を可聴域と言います。

ヒトには限られた周波数帯の音しか聞き取れないが、さらに加齢によって可聴域が縮小します。高周波の聴力から先に失われる傾向にあり、20代位までのヒトには高周波も十分聞き取れるが、それ以上の年代では徐々に聞き取れなくなり 17,000 Hz 以上（モスキート音）になると 20 代を過ぎると個人差はあるものの、聞き取れなくなる。子供が大人には聞こえない音を聞き取り、そのことで「この子には靈感がある」なんて勘違いする人もいます。

どこかの国の政治家は、消費税にしてもエネルギー問題にしても国民の声を聞く可聴域が極めて狭いらしい。それとも、どこかの国の国民の声がモスキート音なのかも。